

# 第36期定時株主総会招集ご通知に際しての インターネット開示事項

新株予約権等の状況

連結注記表

個別注記表

(平成27年4月1日から平成28年3月31日まで)

株式会社フェローテック

「新株予約権等の状況」、「連結注記表」および「個別注記表」につきましては、法令および当社定款第15条の規定に基づき、当社ウェブサイトに掲載することにより株主の皆様提供しております。

## 新株予約権等の状況

1. 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況  
該当事項はありません。
2. 当該事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況  
該当事項はありません。
3. その他新株予約権等の状況  
第1回新株予約権

決議年月日	平成26年11月12日
新株予約権の数(個)	1,900
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	190,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	626
新株予約権の行使期間	自 平成29年7月1日 至 平成31年6月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 644.90 資本組入額 322.45
新株予約権の行使の条件	(注) 5
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 7

(注) 1. 新株予約権1個につき1,890円で有償発行しております。

### 2. 新株予約権の目的となる株式の数

本新株予約権1個当たりの目的となる株式の数(以下、「付与株式数」という。)は、100株とする。

付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割(当社普通株式の無償割当てを含む。以下、同じ。)又は株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。係る調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割(又は併合)の比率}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割又は資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な付与株式数は適切に調整されるものとする。

### 3. 新株予約権の行使時の払込金額

本新株予約権の割当日後に以下の事由が生じた場合は、行使価額をそれぞれ調整する。

- ① 当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割（又は併合）の比率}}$$

- ② 当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行又は自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。）、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式に係る発行済株式総数から当社普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式に係る自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

### 4. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

- ① 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
- ② 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から、上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

### 5. 新株予約権の行使の条件

- ① 新株予約権者は、平成28年3月期及び平成29年3月期の各事業年度にかかる当社が提出した有価証券報告書に記載される監査済みの当社連結損益計算書において、平成28年3月期の営業利益が24億円以上かつ平成29年3月期の営業利益が28億円以上の場合にのみ、本新株予約権を行使することができる。また、国際財務報告基準の適用等により参照すべき営業利益の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を取締役に定めるものとする。

- ② 割当日から本新株予約権の行使期間が満了する日までの間に、いずれかの連続する5取引日において東京証券取引所における当社普通株式の普通取引終値の平均値が一度でも行使価額に60%を乗じた価格（1円未満の端数は切り上げる）を下回った場合、上記①の条件を満たしている場合でも、本新株予約権を行使することができないものとする。
  - ③ 新株予約権者は、本新株予約権の権利行使時においても、当社又は当社関係会社（当社子会社等，当社と資本関係にある会社をいう。）の取締役、監査役又は使用人であることを要する。但し、任期満了による退任及び定年退職、その他正当な理由のある場合は、この限りではない。
  - ④ 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
  - ⑤ 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
  - ⑥ 各本新株予約権の1個未満の行使を行うことはできない。
  - ⑦ その他の条件については、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。
6. 新株予約権の取得に関する事項
- ① 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約若しくは分割計画、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。
  - ② 当社は、東京証券取引所における当社普通株式の終値が、5営業日連続で行使価額に60%を乗じた価額（1円未満の端数は切り上げる）を下回った場合、無償で新株予約権を取得するものとする。
  - ③ 新株予約権者が権利行使をする前に、上記（注）5に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は本新株予約権を無償で取得することができる。
7. 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項
- 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。但し、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
- ① 交付する再編対象会社の新株予約権の数  
新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

- ② 新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の種類  
再編対象会社の普通株式とする。
- ③ 新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数  
組織再編行為の条件を勘案の上、上記（注）2に準じて決定する。
- ④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上、上記（注）3で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記③に従って決定される当該新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。
- ⑤ 新株予約権を行使することができる期間  
上記「新株予約権の行使期間」に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から上記「新株予約権の行使期間」に定める行使期間の末日までとする。
- ⑥ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項  
上記（注）4に準じて決定する。
- ⑦ 譲渡による新株予約権の取得の制限  
譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
- ⑧ その他新株予約権の行使の条件  
上記（注）5に準じて決定する。
- ⑨ 新株予約権の取得事由及び条件  
上記（注）6に準じて決定する。
- ⑩ その他の条件  
再編対象会社の条件に準じて決定する。

## 第2回新株予約権

決議年月日	平成26年11月12日
新株予約権の数(個)	1,060
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	106,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	612
新株予約権の行使期間	自 平成28年11月28日 至 平成31年11月27日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 905.77 資本組入額 452.89
新株予約権の行使の条件	(注) 4
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 6

(注) 1. 新株予約権の目的となる株式の数

本新株予約権1個当たりの目的となる株式の数(以下、「付与株式数」という。)は、100株とする。

付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割(当社普通株式の無償割当てを含む。以下、同じ。)又は株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。係る調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割(又は併合)の比率}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割又は資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な付与株式数は適切に調整されるものとする。

2. 新株予約権の行使時の払込金額

本新株予約権の割当日後に以下の事由が生じた場合は、行使価額をそれぞれ調整する。

- ① 当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割(又は併合)の比率}}$$

- ② 当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行又は自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。）、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数}}{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の1株当たりの時価}}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式に係る発行済株式総数から当社普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式に係る自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

### 3. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

- ① 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
- ② 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から、上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

### 4. 新株予約権の行使の条件

- ① 新株予約権者は、本新株予約権の権利行使時においても、当社又は当社関係会社（当社子会社等、当社と資本関係にある会社をいう。）の取締役、監査役又は使用人であることを要する。但し、任期満了による退任及び定年退職、その他正当な理由のある場合は、この限りではない。
- ② 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
- ③ 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- ④ 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。
- ⑤ その他の条件については、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

### 5. 新株予約権の取得に関する事項

- ① 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約若しくは分割計画、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。

- ② 新株予約権者が権利行使をする前に、上記(注)4に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができる。
6. 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項
- 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。但し、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
- ① 交付する再編対象会社の新株予約権の数  
新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数それぞれ交付する。
- ② 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類  
再編対象会社の普通株式とする。
- ③ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数  
組織再編行為の条件を勘案のうえ、上記(注)1に準じて決定する。
- ④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記(注)2で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記③に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。
- ⑤ 新株予約権を行使することができる期間  
上記「新株予約権の行使期間」に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から上記「新株予約権の行使期間」に定める行使期間の末日までとする。
- ⑥ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項  
上記(注)3に準じて決定する。
- ⑦ 譲渡による新株予約権の取得の制限  
譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
- ⑧ その他新株予約権の行使の条件  
上記(注)4に準じて決定する。
- ⑨ 新株予約権の取得事由及び条件  
上記(注)5に準じて決定する。
- ⑩ その他の条件  
再編対象会社の条件に準じて決定する。

## 連結注記表

### 1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

#### (1) 連結の範囲に関する事項

##### ① 連結子会社の状況

- ・連結子会社の数 27社
- ・主要な連結子会社の名称 株式会社フェローテックセラミックス（日本）  
株式会社アドマップ（日本）  
杭州大和熱磁電子有限公司（中国）  
杭州和源精密工具有限公司（中国）  
杭州先進石英材料有限公司（中国）  
杭州晶鑫科技有限公司（中国）  
杭州大和江東新材料科技有限公司（中国）  
上海申和熱磁電子有限公司（中国）  
上海漢虹精密機械有限公司（中国）  
四川富樂德科技發展有限公司（中国）  
寧夏銀和新能源科技有限公司（中国）  
寧夏富樂德石英材料有限公司（中国）  
富樂德科技發展(天津)有限公司（中国）  
香港漢虹新能源裝備集團有限公司（香港）  
台灣飛羅得股份有限公司（台灣）  
Ferrotec (USA) Corporation（米国）  
Ferrotec Europe GmbH（ドイツ）  
FERROTEC CORPORATION SINGAPORE PTE LTD（シンガポール）  
Ferrotec Nord Corporation（ロシア）

##### ② 非連結子会社の状況

- ・主要な非連結子会社の名称 Ferrotec Korea Corporation（韓国）
- ・連結の範囲から除いた理由 非連結子会社は小規模であり、総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためであります。

#### (2) 持分法の適用に関する事項

##### ① 持分法を適用した非連結子会社及び関連会社の状況

- ・持分法適用の非連結子会社及び関連会社数 5社
- ・主要な会社の名称 アリオンテック株式会社（日本）  
上海三造機電有限公司（中国）  
KSM FerroTec Co.,Ltd.（韓国）  
Ferrotec Korea Corporation（韓国）

- ② 持分法を適用していない関連会社の状況
- ・ 関連会社の名称 CSUN Japan ソーラーエナジー株式会社
  - ・ 持分法を適用しない理由 持分法を適用しない関連会社は、当期純損益（持分に見合う額）および利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ重要性がないため持分法の適用範囲から除外しております。
- (3) 連結の範囲及び持分法の適用の範囲の変更に関する事項
- ① 連結の範囲の変更
- 株式会社アドマップは、当連結会計年度に株式を新たに取得したため、同社及びその子会社ADMAP Ceramics Inc.を連結の範囲に含めております。
- 四川富楽徳科技發展有限公司は、当連結会計年度に新たに設立したため、連結の範囲に含めております。
- ② 持分法の適用範囲の変更
- OFF GRID INNOVATIONS (PROPRIETARY) LIMITEDは、当連結会計年度に新たに出資したため、持分法の適用範囲に含めております。
- 北京和源豪迈精密工具有限公司は、当連結会計年度に清算が完了していることから、持分法の適用範囲から除外しております。
- (4) 連結子会社の事業年度等に関する事項
- 連結子会社のうち株式会社アドマップの決算日は3月31日であり、その他の連結子会社の決算日は12月31日であります。連結計算書類の作成に当たっては、同決算日現在の計算書類に基づき連結しております。なお、連結決算日との間に生じた重要な取引については連結上必要な調整を行っております。
- (5) 会計方針に関する事項
- ① 重要な資産の評価基準及び評価方法
- イ. その他有価証券
- ・ 時価のあるもの 連結会計年度末の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
  - ・ 時価のないもの 移動平均法に基づく原価法
- ただし、投資事業有限責任組合及びそれに類する組合の出資（金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの）については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書類を基礎として、持分相当額で取り込む方法によっております。
- ロ. デリバティブの評価基準及び評価方法
- ・ デリバティブ 時価法
- ハ. たな卸資産の評価基準及び評価方法
- 当社及び国内連結子会社は、主に移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）によっており、連結子会社のうち米国子会社は、先入先出法による低価法、他の連結子会社は、主として移動平均法による低価法によっております。

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産（リース資産を除く）

・当社及び国内連結子会社

定率法

ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）については、定額法を採用しております。

・在外連結子会社

定額法

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物 6年～50年

機械装置及び運搬具 2年～17年

工具器具備品 2年～20年

ロ. 無形固定資産

定額法

（リース資産を除く）

ただし、自社利用のソフトウェアについては、社内における見込利用可能期間（5年）に基づく定額法

ハ. リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

ニ. 長期前払費用

定額法

③ 重要な引当金の計上基準

イ. 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

ロ. 賞与引当金

従業員の賞与支給に充当するため、賞与支給見込額の当連結会計年度負担額を計上しております。

ハ. 役員退職慰労引当金

国内連結子会社は役員について、退職慰労金の支給に備えるため、会社内規による連結会計年度末必要額の100%を計上しております。

④ 退職給付に係る会計処理の方法

当社及び国内連結子会社は従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき当連結会計年度に発生していると認められる額を計上しております。数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（主として10年）による定額法により発生した翌連結会計年度から、また、過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（主として10年）による定額法により発生時からそれぞれ費用処理しております。

⑤ 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社等の資産及び負債は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び非支配株主持分に含めて計上しております。

⑥ 重要なヘッジ会計の方法

イ. ヘッジ会計の方法

金利スワップについては、特例処理の要件を満たしておりますので、特例処理によっております。

ロ. ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段…金利スワップ

ヘッジ対象…借入金の利息

ハ. ヘッジ方針

借入金の金利変動リスクを回避することを目的として、金利スワップ取引を行っており、ヘッジ対象の識別は個別契約毎に行っております。

ニ. ヘッジの有効性評価の方法

金利スワップについては、特例処理の要件を満たしているため、有効性の評価を省略しております。

⑦ その他連結計算書類作成のための重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

(6) のれんの償却に関する事項

のれんの償却については、20年以内のその効果の及ぶ期間にわたって定額法により規則的に償却しております。ただし、金額的に重要性が乏しい場合には、発生時にその全額を償却しております。

2. 会計方針の変更に関する注記

(企業結合に関する会計基準等の適用)

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成25年9月13日。以下「企業結合会計基準」という。)、 「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号 平成25年9月13日。以下「連結会計基準」という。)及び「事業分離等に関する会計基準」(企業会計基準第7号 平成25年9月13日。以下「事業分離等会計基準」という。)等を当連結会計年度から適用し、支配が継続している場合の子会社に対する当社の持分変動による差額を資本剰余金として計上するとともに、取得関連費用を発生した連結会計年度の費用として計上する方法に変更しております。また、当連結会計年度の期首以後実施される企業結合については、暫定的な会計処理の確定による取得原価の配分額の見直しを企業結合日の属する連結会計年度の連結計算書類に反映させる方法に変更しております。加えて、当期純利益等の表示の変更及び少数株主持分から非支配株主持分への表示の変更を行っております。

企業結合会計基準等の適用については、企業結合会計基準第58-2項(4)、連結会計基準第44-5項(4)及び事業分離等会計基準第57-4項(4)に定める経過的な取扱いに従っております。当連結会計年度の期首時点から将来にわたって適用しております。

なお、当連結会計年度において、連結計算書類に与える影響額は軽微であります。

### 3. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額 33,945,764千円

#### (2) 財務制限条項

当社が締結している取引銀行12行及び生命保険会社2社とのシンジケート方式によるタームローン契約については下記の財務制限条項が付加されております。

・シンジケート方式によるタームローン契約

①各年度の決算期の末日における連結貸借対照表における純資産の部の金額を、当該決算期の直前の決算期の末日または平成23年3月に終了する決算期の末日における連結貸借対照表における純資産の部の金額のいずれか大きい方の75%の金額以上にそれぞれ維持すること。

②各年度の決算期に係る連結損益計算書における経常損益に関して、それぞれ2期連続して経常損失を計上しないこと。

### 4. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

#### (1) 発行済株式の総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普通株式	30,903千株	—	—	30,903千株

#### (2) 剰余金の配当に関する事項

##### ① 配当金支払額等

平成27年6月25日開催の第35期定時株主総会決議による配当に関する事項

- ・配当金の総額 246,482千円
- ・1株当たり配当額 8円（普通配当8円）
- ・基準日 平成27年3月31日
- ・効力発生日 平成27年6月27日

##### ② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当効力発生日が翌連結会計年度になるもの

平成28年6月28日開催予定の第36期定時株主総会決議において次のとおり付議いたします。

- ・配当金の総額 308,102千円
- ・1株当たり配当額 10円（普通配当10円）
- ・基準日 平成28年3月31日
- ・効力発生日 平成28年6月29日

## 5. 金融商品に関する注記

### (1) 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、現金及び預金に関しては、短期的な預金等に限定し、流動性リスクや信用リスクのある金融商品の取得を回避する方針で臨んでおります。受取手形及び売掛金に係る顧客の信用リスクは、四半期毎にその評価を行い、リスク低減を図っています。また、投資有価証券は主として株式であり、四半期毎に時価の把握を行っています。資金調達に関しては、主として銀行等の金融機関よりの借入で賄っており、その用途は、運転資金及び設備投資資金等、事業性資金に限っております。デリバティブ取引は、金利変動リスクに対応すべく、長期借入金の金利スワップ取引による金利の固定化を行っておりますが、その他機動的な取引は行わない方針であります。

### (2) 金融商品の時価等に関する事項

平成28年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、以下のとおりであります。

	連結貸借対照表 計上額	時 価	差 額
① 現金及び預金	10,038,534千円	10,038,534千円	－千円
② 受取手形及び売掛金 貸倒引当金(*)	17,745,985 △1,586,827	－ －	－ －
③ 投資有価証券	16,159,157 584,590	16,159,157 584,590	－ －
④ 長期貸付金 貸倒引当金(*)	64,356 △28,966	－ －	－ －
	35,390	36,530	1,140
資 産 計	26,817,673	26,818,813	1,140
⑤ 支払手形及び買掛金	10,996,028	10,996,028	－
⑥ 短期借入金	6,922,551	6,922,551	－
⑦ 1年内返済予定の 長期借入金	3,386,074	3,386,074	－
⑧ 長期借入金	6,399,071	6,344,732	△54,338
⑨ リース債務	649,211	625,150	△24,060
負 債 計	28,352,937	28,274,538	△78,399

(\*)個別に計上している貸倒引当金を控除しております。

(注)金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

#### ①現金及び預金、②受取手形及び売掛金

これらは、短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額に近似していることから、当該帳簿価額によっております。

#### ③投資有価証券

市場価格のある株式の時価については取引所の価格によっており、投資信託については、公表されている基準価格によっております。

市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることができず、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式、投資事業有限責任組合等出資金は、上記金額には含めておらず、その金額は、646,481千円です。

#### ④長期貸付金

回収可能性の評価により、個別に計上した貸倒引当金を控除した額を、リスク・フリー・レートで割引き算出しております。

#### ⑤支払手形及び買掛金、⑥短期借入金、⑦1年内返済予定の長期借入金

これらは、短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額に近似していることから、当該帳簿価額によっております。

#### ⑧長期借入金、⑨リース債務

これらの時価は、元利金の合計額を地域毎に、同様の新規借入またはリース取引を行った場合に想定される利率で割引いて算定する方法によっております。なお、金利変動リスクに対応するために、金利スワップを行っている長期借入金に関しては、金利スワップと一体とする特例処理の対象とされており、一体処理後の元利金の合計額を同様の借入を行った場合に適用されると合理的に見積もられる利率で割引いて算出しております。

### 6. 賃貸等不動産に関する注記

「賃貸等不動産の時価等の開示に関する会計基準」第8項ただし書きにより、重要性が乏しいため、注記を省略しております。

### 7. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	1,255円55銭
(2) 1株当たり当期純利益	70円18銭

### 8. 重要な後発事象に関する注記

(会社分割による持株会社体制への移行)

当社は、平成28年4月15日開催の取締役会において、平成29年4月1日(予定)を効力発生日として会社分割の方式により持株会社体制に移行すること、及び分割準備会社として当社100%出資の子会社「株式会社フェローテック分割準備会社」を設立することを決議いたしました。

また、当社は、平成28年5月13日開催の取締役会において、当社事業のうち、グループ経営管理、研究開発業務を除く一切の事業に於ける権利義務を分割準備会社に承継させる吸収分割(以下、「本件分割」といいます。)を行うため、分割準備会社との間で吸収分割契約を締結することを決議し、同日付で締結いたしました。

本件分割後の当社は、平成29年4月1日(予定)で商号を「株式会社フェローテックホールディングス」に変更するとともに、その事業目的を持株会社体制移行後の事業に合わせて変更する予定です。なお、本件分割及び定款変更(商号及び事業目的の一部変更)につきましては、平成28年6月28日開催予定の定時株主総会による承認及び必要に応じ所管官公庁の許認可等が得られることを条件としております。

本件分割の当事会社の概要  
 [当事会社の概要]

	分割会社 平成28年3月31日現在	承継会社 平成28年4月27日設立時現在
(1)名称	株式会社フェローテック	株式会社フェローテック分割準備会社
(2)所在地	東京都中央区日本橋二丁目3番4号	東京都中央区日本橋二丁目3番4号
(3)代表者の役職・氏名	代表取締役社長 山村 章	代表取締役社長 山村 章
(4)事業内容	磁性流体及び応用製品の製造・販売・輸出、半導体・液晶製造装置、真空装置及び同部品の製造・販売・修理・輸出入、石英製品・シリコン製品・熱電素子及び応用製品の販売・輸出入	磁性流体及び応用製品の製造・販売・輸出、半導体・液晶製造装置、真空装置及び同部品の製造・販売・修理・輸出入、石英製品・シリコン製品・熱電素子及び応用製品の販売・輸出入
(5)資本金	13,201百万円	10百万円
(6)設立年月日	昭和55年9月27日	平成28年4月27日
(7)発行済株式数	30,903,702株	200株
(8)決算期	3月31日	3月31日
(9)大株主及び持株比率	日本トラスティ・サービス 13.82% 信託銀行株式会社（信託口） 日本マスタートラスト信託 6.50% 銀行株式会社(信託口) PICTET AND CIE 3.19% (EUROPE)S.A. (常任代理人 株式会社三井住友銀行) 山村 章 2.66% CBNY DFA INTL 2.41% SMALL CAP VALUE PORTFOLIO (常任代理人 シティバンク銀行株式会社) 野村信託銀行株式会社(投信口) 1.72%	株式会社フェローテック 100%

	分割会社 平成28年3月31日現在	承継会社 平成28年4月27日設立時現在
	JP MORGAN CHASE 1.72% BANK 385166 (常任代理人 株式会社み ずほ銀行決済営業部)	
	BNY GCM CLIENT 1.48% ACCOUNT JPRD AC ISG(FE-AC) (常任代理人 株式会社三 菱東京UFJ銀行)	
	株式会社三菱東京UFJ銀行 1.36%	
(10) 当事会社間の関係等	資本関係	分割会社が承継会社の発行済株式の100%を保有しております。
	人的関係	分割会社より承継会社に取り締役1名を派遣しております。
	取引関係	営業を開始していないため、現時点では、分割会社との取引関係はありません。
	関連当事者への該当状況	承継会社は分割会社(連結財務諸表提出会社)の非連結子会社に該当するため、関連当事者です。
(11) 直前事業年度の財政状態及び経営成績(平成28年3月期)		
純資産	39,488百万円(連結)	10百万円(単体)
総資産	78,769百万円(連結)	10百万円(単体)
一株当たり純資産	1,255.55円(連結)	50,000円(単体)
売上高	69,463百万円(連結)	-
営業利益	4,024百万円(連結)	-
経常利益	3,822百万円(連結)	-
親会社株主に帰属する当期純利益	2,162百万円(連結)	-
一株当たり当期純利益	70.18円(連結)	-

- (注) 1. 分割会社は、平成29年4月1日付で「株式会社フェローテックホールディングス」に商号変更予定です。
2. 承継会社は、平成29年4月1日付で「株式会社フェローテック」に商号変更予定です。
3. 承継会社におきましては最終事業年度が存在しないため、その設立の日における貸借対照表記載項目のみ表記しております。

(シンジケート方式によるコミットメントライン契約の締結)

当社は、収益体質強化にかかる機動的な事業資金調達と、流動性補完を行う事を可能とするため、株式会社三菱東京UFJ銀行と三井住友信託銀行株式会社を、ジョイント・アレンジャーとするシンジケート銀行団との間で、コミットメントライン契約を締結いたしました。

コミットメントラインの概要

- |                  |  |
|------------------|--|
| (1) 契約金額総額       | 65億円   |
| (2) 契約締結日        | 平成28年4月25日   |
| (3) 借入可能期間       | 平成28年4月28日～平成30年4月27日（2年間）   |
| (4) 資金使途         | 運転資金   |
| (5) ジョイント・アレンジャー | 株式会社三菱東京UFJ銀行、三井住友信託銀行株式会社   |
| (6) 参加銀行         | 株式会社三菱東京UFJ銀行、三井住友信託銀行株式会社、株式会社北日本銀行、株式会社みずほ銀行、株式会社三井住友銀行、株式会社千葉銀行 |

## 個別注記表

### 1. 重要な会計方針に係る事項

#### (1) 資産の評価基準及び評価方法

##### ① 子会社及び関連会社株式

移動平均法による原価法

##### ② その他有価証券

・時価のあるもの

事業年度の末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

・時価のないもの

移動平均法に基づく原価法

ただし、投資事業有限責任組合及びそれに類する組合の出資（金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの）については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書類を基礎とし、持分相当額で取り込む方法によっております。

##### ③ たな卸資産の評価基準及び評価方法

・通常の販売目的で保有する  
たな卸資産

移動平均法に基づく原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）によっております。

##### ④ デリバティブの評価基準及び評価方法

・デリバティブ

時価法

#### (2) 固定資産の減価償却の方法

##### ① 有形固定資産

（リース資産を除く）

定率法によっております。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）については定額法によっております。なお、主な有形固定資産の耐用年数は建物8年～50年、機械装置2年～17年、工具器具備品2年～20年であります。

##### ② 無形固定資産（リース資産を除く）

・自社利用のソフトウェア

社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

##### ③ リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

##### ④ 長期前払費用

定額法

#### (3) 引当金の計上基準

##### ① 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

##### ② 賞与引当金

従業員の賞与支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当事業年度に負担すべき額を計上しております。

##### ③ 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度の末日における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

- (4) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準  
外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。
- (5) 重要なヘッジ会計の方法
- |                |   |
|----------------|---|
| ① ヘッジ会計の方法     | 金利スワップについては、特例処理の要件を満たしておりますので特例処理によっております。                       |
| ② ヘッジ手段とヘッジ対象  | ヘッジ手段…金利スワップ<br>ヘッジ対象…借入金の利息                                      |
| ③ ヘッジ方針        | 借入金の金利変動によるリスクを回避することを目的として金利スワップ取引を行っており、ヘッジ対象の識別は個別契約毎に行っております。 |
| ④ ヘッジの有効性評価の方法 | 金利スワップについては、特例処理の要件を満たしているため、有効性の評価を省略しております。                     |
- (6) 消費税等の会計処理  
消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

## 2. 会計方針の変更に関する注記

(企業結合に関する会計基準等の適用)

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成25年9月13日。以下「企業結合会計基準」という。）及び「事業分離等に関する会計基準」（企業会計基準第7号 平成25年9月13日。以下「事業分離等会計基準」という。）等を当事業年度から適用し、取得関連費用を発生した事業年度の費用として計上する方法に変更しております。また、当事業年度の期首以後実施される企業結合については、暫定的な会計処理の確定による取得原価の配分額の見直しを企業結合日の属する事業年度の計算書類に反映させる方法に変更しております。

企業結合会計基準等の適用については、企業結合会計基準第58－2項(4)及び事業分離等会計基準第57－4項(4)に定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首時点から将来にわたって適用しております。

なお、当事業年度において、計算書類に与える影響額はありません。

## 3. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額 1,028,293千円

(2) 債務保証

子会社の金融機関からの借入金、リース債務及び仕入債務等に対し保証を行っております。

上海申和熱磁電子有限公司	3,591,366千円
杭州大和熱磁電子有限公司	2,123,665千円
寧夏銀和新能源科技有限公司	347,800千円
杭州晶鑫科技有限公司	89,375千円
上海漢虹精密機械有限公司	88,933千円
株式会社フェローテックセラミックス	58,443千円
寧夏富榮徳石英材料有限公司	45,094千円

計	6,344,679千円
---	-------------

(3) 財務制限条項

当社が締結している取引銀行12行及び生命保険会社2社とのシンジケート方式によるタームローン契約については下記の財務制限条項が付加されております。

・シンジケート方式によるタームローン契約

- ①各年度の決算期の末日における連結貸借対照表における純資産の部の金額を、当該決算期の直前の決算期の末日または平成23年3月に終了する決算期の末日における連結貸借対照表における純資産の部の金額のいずれか大きい方の75%の金額以上にそれぞれ維持すること。
- ②各年度の決算期に係る連結損益計算書における経常損益に関して、それぞれ2期連続して経常損失を計上しないこと。

(4) 関係会社に対する金銭債権、債務は次のとおりであります。

- |                 |             |
|-----------------|-------------|
| ① 短期金銭債権        | 6,125,845千円 |
| ② 長期金銭債権        | 605,637千円   |
| ③ 短期金銭債務        | 2,123,716千円 |
| (5) 取締役に対する金銭債務 | 159,000千円   |

4. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

- |              |              |
|--------------|--------------|
| ① 売上高        | 9,206,883千円  |
| ② 仕入高        | 16,147,089千円 |
| ③ 研究開発費      | 3,265千円      |
| ④ 支払手数料      | 19,971千円     |
| ⑤ 業務委託費      | 24,796千円     |
| ⑥ 営業取引以外の取引高 | 3,875,971千円  |

5. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普通株式	93千株	—	—	93千株

6. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生 の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
未払事業税	2,209千円
賞与引当金	29,600千円
投資有価証券評価損	26,905千円
役員退職慰勞引当金	48,685千円
貸倒引当金	12,436千円
関係会社株式評価損	1,065,040千円
ゴルフ会員権評価損	22,936千円
減損損失	77,840千円
未払費用	18,660千円
退職給付引当金	8,376千円
資産除去債務	6,927千円
繰越欠損金	421,179千円
その他	3,203千円
繰延税金資産小計	1,744,004千円
評価性引当額	△1,744,004千円
繰延税金資産合計	－千円
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△32,641千円
資産除去債務に対する除却費用	△4,633千円
繰延税金負債合計	△37,275千円
繰延税金負債の純額	△37,275千円

繰延税金資産及び繰延税金負債は貸借対照表の以下の項目に含まれております。

固定負債－繰延税金負債 37,275千円

(2) 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別内訳

法定実効税率	33.06%
(調整)	
交際費等永久に損金にされない項目	0.66%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△104.59%
住民税均等割額	0.64%
海外子会社からの配当金に係る源泉税等	8.85%
評価性引当額に関する影響額	60.05%
税率変更による期末繰延税金資産の減額修正	8.97%
その他	1.83%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	9.47%

(3) 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」(平成28年法律第15号)及び「地方税法等の一部を改正する等の法律」(平成28年法律第13号)が平成28年3月29日に国会で成立し、平成28年4月1日以後に開始する事業年度から法人税率等の引下げ等が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は前事業年度の計算において使用した32.30%から平成28年4月1日に開始する事業年度及び平成29年4月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については30.86%に、平成30年4月1日以後に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については、30.62%となります。

この税率変更により、繰延税金負債の金額は2,045千円減少し、法人税等調整額が254千円、その他有価証券評価差額金が1,790千円それぞれ増加しております。

7. 関連当事者との取引に関する注記  
子会社等

種類	会社等の名称	議決権等の割合(%)	役員等の兼任	事業上の関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
子会社	上海申和 磁電有 限公司	所有 直接100.00	2名	当社製品の製造	債務保証(注2.)	3,591,666	-	-
					売上(注4.)	3,220,604	売掛金	898,997
					製品仕入(注1.)	6,257,411	買掛金	492,734
子会社	杭州和子 磁電有 限公司	所有 直接100.00	2名	当社製品の製造	債務保証(注2.)	2,123,665	-	-
					売上(注5.)	2,141,794	売掛金	361,039
					製品仕入(注1.)	9,433,420	買掛金	1,540,215
子会社	上海虹 密機有 限公司	所有 間接95.03	1名	当社製品の製造	債務保証(注2.)	88,933	-	-
					資金の貸付(注3.)	-	短期貸付金	500,000
							長期貸付金	500,000
子会社	Ferrotec (USA) Corporation	所有 直接100.00	2名	当社製品の販売	売上(注6.)	7,234,208	売掛金	1,156,343
子会社	株式会社 エコー セラミ クス	所有 直接100.00	1名	当社製品の製造	債務保証(注2.)	58,443	-	-
					資金の貸付(注3.)	350,000	短期貸付金	350,000
子会社	杭州先 石英有 限公司	所有 直接55.56 間接44.44	1名	当社製品の製造	資金の貸付(注3.)	-	短期貸付金	200,000

種類	会社等の名称	議決権等所有割合(%)	役員等の兼任	事業関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
子会社	寧夏銀和新能源科技有限公司	所有間接 100.00	2名	当社製品の製造	債務保証(注2.)	347,800	-	-
子会社	香港漢虹裝備有限公司	所有直接 95.03	1名	当社製品の製造	資金の貸付(注3.)	-	短期貸付金	100,000
子会社	Ferrotec Europe GmbH	所有直接 100.00	-	当社製品の製造	資金の貸付(注3.)	226,143	短期貸付金	105,637
							長期貸付金	105,637
子会社	杭州晶鑫科技有限公司	所有直接間接 65.44 10.00	2名	当社製品の製造	債務保証(注2.)	89,375	-	-
子会社	株式会社アドマップ	所有直接 66.02	2名	当社製品の製造	資金の貸付(注3.)	100,000	短期貸付金	100,000

#### 取引条件及び取引の決定方針等

- (注) 1. 子会社からの製品仕入は、製造原価、市場価格を勘案し一般的取引条件と同様に決定しております。
2. 借入金及びリース債務等につき、債務保証を行ったものであります。
3. 資金の貸付は市場金利を勘案し決定しております。
4. 子会社への販売価格等は市場価格を勘案し一般的取引条件と同様に決定しております。なお、当該売上には当社の当該子会社の技術支援等に対する対価としての業務指導収入125,000千円と、日本製資材等の購買代行に係る取引金額3,031,384千円も含まれております。購買代行については販売価額から市場調達価額を控除した純額20,715千円を損益計算書に計上しております。
5. 子会社への販売価格等は市場価格を勘案し一般的取引条件と同様に決定しております。なお、当該売上には当社の当該子会社の技術支援等に対する対価としての業務指導収入352,319千円と、日本製資材等の購買代行に係る取引金額1,727,878千円も含まれております。購買代行については販売価額から市場調達価額を控除した純額71,947千円を損益計算書に計上しております。
6. 子会社への販売価格等は市場価格を勘案し一般的取引条件と同様に決定しております。
7. 取引金額には消費税等を含めておりませんが、期末残高には含めております。

#### 8. 1株当たり情報に関する注記

- (1) 1株当たり純資産額 1,077円90銭
- (2) 1株当たり当期純利益 33円91銭

## 9. 重要な後発事象に関する注記

### (会社分割による持株会社体制への移行)

当社は、平成28年4月15日開催の取締役会において、平成29年4月1日（予定）を効力発生日として会社分割の方式により持株会社体制に移行すること、及び分割準備会社として当社100%出資の子会社「株式会社フェローテック分割準備会社」を設立することを決議いたしました。

また、当社は、平成28年5月13日開催の取締役会において、当社事業のうち、グループ経営管理、研究開発業務を除く一切の事業に関して有する権利義務を分割準備会社に承継させる吸収分割（以下、「本件分割」といいます。）を行うため、分割準備会社との間で吸収分割契約を締結することを決議し、同日付で締結いたしました。

本件分割後の当社は、平成29年4月1日（予定）で商号を「株式会社フェローテックホールディングス」に変更するとともに、その事業目的を持株会社体制移行後の事業に合わせて変更する予定です。なお、本件分割及び定款変更（商号及び事業目的の一部変更）につきましては、平成28年6月28日開催予定の定時株主総会による承認及び必要に応じ所管官公庁の許認可等が得られることを条件としております。

### 本件分割の当事会社の概要

#### [当事会社の概要]

	分割会社 平成28年3月31日現在	承継会社 平成28年4月27日設立時現在
(1)名称	株式会社フェローテック	株式会社フェローテック分割準備会社
(2)所在地	東京都中央区日本橋二丁目3番4号	東京都中央区日本橋二丁目3番4号
(3)代表者の役職・氏名	代表取締役社長 山村 章	代表取締役社長 山村 章
(4)事業内容	磁性流体及び応用製品の製造・販売・輸出、半導体・液晶製造装置、真空装置及び同部品の製造・販売・修理・輸出入、石英製品・シリコン製品・熱電素子及び応用製品の販売・輸出入	磁性流体及び応用製品の製造・販売・輸出、半導体・液晶製造装置、真空装置及び同部品の製造・販売・修理・輸出入、石英製品・シリコン製品・熱電素子及び応用製品の販売・輸出入
(5)資本金	13,201百万円	10百万円
(6)設立年月日	昭和55年9月27日	平成28年4月27日
(7)発行済株式数	30,903,702株	200株
(8)決算期	3月31日	3月31日

	分割会社 平成28年3月31日現在	承継会社 平成28年4月27日設立時現在
(9)大株主及び持株比率	日本トラスティ・サービス 13.82% 信託銀行株式会社（信託口） 日本マスタートラスト信託 6.50% 銀行株式会社(信託口) PICTET AND CIE 3.19% (EUROPE)S.A. (常任代理人 株式会社三井住友銀行) 山村 章 2.66% CBNY DFA INTL 2.41% SMALL CAP VALUE PORTFOLIO (常任代理人 シティバンク銀行株式会社) 野村信託銀行株式会社(投信口) 1.72% JP MORGAN CHASE 1.72% BANK 385166 (常任代理人 株式会社みずほ銀行決済営業部) BNY GCM CLIENT 1.48% ACCOUNT JPRD ACISG(FE-AC) (常任代理人 株式会社三菱東京UFJ銀行) 株式会社三菱東京UFJ銀行 1.36%	株式会社フェローテック 100%
(10)当事会社間の関係等	資本関係	分割会社が承継会社の発行済株式の100%を保有しております。
	人的関係	分割会社より承継会社に取り締役1名を派遣しております。
	取引関係	営業を開始していないため、現時点では、分割会社との取引関係はありません。
	関連当事者への該当状況	承継会社は分割会社（連結財務諸表提出会社）の非連結子会社に該当するため、関連当事者です。

	分割会社 平成28年3月31日現在	承継会社 平成28年4月27日設立時現在
(11)直前事業年度の財政状態及び経営成績（平成28年3月期）		
純資産	39,488百万円（連結）	10百万円（単体）
総資産	78,769百万円（連結）	10百万円（単体）
一株当たり純資産	1,255.55円（連結）	50,000円（単体）
売上高	69,463百万円（連結）	-
営業利益	4,024百万円（連結）	-
経常利益	3,822百万円（連結）	-
親会社株主に帰属する 当期純利益	2,162百万円（連結）	-
一株当たり当期純利益	70.18円（連結）	-

- (注) 1. 分割会社は、平成29年4月1日付で「株式会社フェローテックホールディングス」に商号変更予定です。
2. 承継会社は、平成29年4月1日付で「株式会社フェローテック」に商号変更予定です。
3. 承継会社におきましては最終事業年度が存在しないため、その設立の日における貸借対照表記載項目のみ表記しております。

#### (シンジケート方式によるコミットメントライン契約の締結)

当社は、収益体質強化にかかる機動的な事業資金調達と、流動性補完を行う事を可能とするため、株式会社三菱東京UFJ銀行と三井住友信託銀行株式会社を、ジョイント・アレンジャーとするシンジケート銀行団との間で、コミットメントライン契約を締結いたしました。

#### コミットメントラインの概要

- |                  |  |
|------------------|--|
| (1) 契約金額総額       | 65億円   |
| (2) 契約締結日        | 平成28年4月25日   |
| (3) 借入可能期間       | 平成28年4月28日～平成30年4月27日（2年間）   |
| (4) 資金使途         | 運転資金   |
| (5) ジョイント・アレンジャー | 株式会社三菱東京UFJ銀行、三井住友信託銀行株式会社   |
| (6) 参加銀行         | 株式会社三菱東京UFJ銀行、三井住友信託銀行株式会社、株式会社北日本銀行、株式会社みずほ銀行、株式会社三井住友銀行、株式会社千葉銀行 |